



市政記者各位

令和5年5月11日
福岡市経済観光文化局
地域産業支援課

燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金〈拡充〉

申請締め切りが迫っています！（5月31日まで）

「燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金〈拡充〉」について、申請締め切り（5月31日まで）が迫っておりますので、報道関係の皆様におかれましては、広報へのご協力をお願いいたします。

1 事業概要

令和4年4月から12月までの事業用の燃料費・光熱費について、

価格高騰の影響額が5万円以上の市内中小企業者等（個人事業主含む）

を対象に、**影響額の2分の1（上限60万円）**を支援します。

※価格高騰の影響額は、あらかじめ設定した計算式に基づき算出します。

支援の対象となる燃料費・光熱費は、電気、ガソリン・軽油・重油・灯油、オートガス、LPガス、都市ガスです。

※高齢者福祉施設、介護サービス事業所、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設、障がい児支援施設、障がい児福祉サービス事業所などについては、別途、市の支援があるため、本事業の対象外です。

2 申請方法

令和5年5月31日（水）まで、専用ホームページまたは郵送にて受け付けます。

申請要項や申請書は、専用ホームページからダウンロードしてください。

★専用ホームページはこちらから

<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>



☆スマホやパソコンで申請フォームに入力し、資料の写真を撮って添付するだけ！

☆最短10分で申請完了できます！

3 専用コールセンター（福岡市燃料費等高騰支援事務局）

TEL：092-718-1481

受付時間：9：00～17：00 月～土曜日（日曜日・祝日は除く）

【問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 地域産業支援課長 本土

TEL：441-3302 FAX：441-3211

福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援事業《拡充》

支援対象経費 電気、ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス、LPガス、都市ガス

申請期間 令和5年3月1日(水)から 令和5年5月31日(水)まで

上限

600

切間近!!

万円
まで

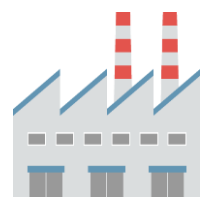
支援金が受けられます



モデルケース1 居酒屋（博多区に1店舗）の場合

- 「電気」利用量は月平均2,700kwh程度
- 「LPガス」利用量は月平均44m³程度
- 「ガソリン」を使用した費用は81,000円（9,000円×9カ月として計算）

支給金額は「約72,000円」となります



モデルケース2 製造業（事務所+工場）の場合

- 「電気」利用量は月平均6,740kwh程度
- 「灯油」利用量は9カ月合計420ℓ
- 「ガソリン」を使用した費用は1,700,000円
- 「軽油」を使用した費用は1,200,000円

支給金額は「約306,000円」となります



モデルケース3 宿泊業の場合

- 「電気」利用量は月平均21,700kwh程度
- 「重油」利用量は月平均3,000ℓ程度

支給金額は「600,000円」となります

問い合わせ先（申請書の書き方、申請方法等）

福岡市燃料費等高騰支援事務局

電話番号 092-718-1481

受付時間 9:00～17:00 月～土曜日（日曜日・祝日は除く）



福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援事業《拡充》

燃料費等高騰の影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用の維持を支援する「燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金」です。

既に支給された方も対象です。

支給要件

令和4年4月から12月までの燃料費及び光熱費の使用量(事業用)から算定する価格高騰の影響額が5万円以上の市内中小企業者等(個人事業者含む)。

支給額

令和4年4月から12月までに使用した燃料費及び光熱費について、**60万円を上限**に価格高騰の影響額の1/2を支援します。

なお、価格高騰の影響額については、燃料費及び光熱費の種類ごとに、予め、市が金額(単価)を設定し、各事業者の使用量により算定します。

支援対象経費	A 上昇単価	B 使用量	C 価格高騰分
電気	4～9月 3.6円/kwh 10～12月 6.8円/kwh	令和4年4月 から12月までの 使用量(事業用)	支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出(A×B)
ガソリン、軽油、重油、灯油	18円/L		
オートガス(タクシー)	10円/L		
オートガス(タクシー除く)	32円/L		
LPガス	70円/m ³		
都市ガス	4～9月 40円/m ³ 10～12月 60円/m ³		
支援金額			Cの合計額(価格高騰の影響額) の 2分の1、上限60万円を支援

※高齢者福祉施設、介護サービス事業所、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設、障がい児支援施設、障がい児福祉サービス事業所等については、別途、市の支援があるため、本事業の対象外です。

申請期間

令和5年3月1日(水)～5月31日(水)

申請方法

- ① オンライン申請〈QRコード〉
<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>
- ② 郵送申請(5月31日消印有効)



3月1日午前9時から
オンライン申請受付開始

問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

福岡市燃料費等高騰支援事務局

電話番号：092-718-1481

受付時間 9：00～17：00 月～土曜日(日曜日・祝日は除く)

—福岡市緊急経済対策支援—

福岡市 燃料費等高騰の影響を 受けた事業者への支援

ガス代また
上がったの？

燃料費が
高騰したせいで
事業継続が
厳しくなった

電気代が
いつもより高かった

福岡市は支援制度を設けました

幅広い業種が対象

スマホから簡単申請！

まずは相談！

スマホやパソコンで申請フォームに入力し、
資料の写真を撮って添付するだけ
たったの10分で申請完了！

申請手順は裏面をご覧ください

まずはお問合せください

福岡市燃料費等高騰支援事務局

ホームページ <https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>

メールアドレス fukuoka-nenryoshien@jtb.com

電話番号 092-718-1481

受付時間 9:00~17:00 月~土曜日（日曜日・祝日は除く）



申請は3ステップで完了!

STEP. 1

事業者の基本情報を入力します

事業者情報

事業者種別*

法人 個人事業者

設立日/開業日*

2019-09-01

資本金又は出資の総額(単位:円)*

3000000

カンマは不要です

入力する主な情報は 下記のとおりです

- ・設立日
- ・法人名
- ・住所・代表者名
- ・代表者生年月日
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・振込口座情報 等

STEP. 2

光熱費等の使用量・金額を入力します

電気

4月(電気)

1000

単位: kwh

5月(電気)

2000

単位: kwh

6月(電気)

5000

単位: kwh

7月(電気)

1500

単位: kwh

8月(電気)

5000

単位: kwh

入力する主な情報は 下記のとおりです

- ・月別使用料算出欄
令和4年4月から12月の月別の光熱費・燃料の使用量を入力してください。
- ・支援額計算
影響額が自動計算され、支援額が算出されます。最終的な支援額は審査後に郵送で通知されます。

STEP. 3

必要書類を添付します

申請書類

事業者等が複数あることを確認できる書類(写し) ※本店が市内で複数事務所がある場合

最大10MB

事業所等が市内にあることを確認できる書類(写し) ※本店が市外の場合

最大10MB

事業所等が市内にあることを確認できる書類(写し) ※本店が市外の場合

最大10MB

添付する主な書類は 下記のとおりです

- ・申請書 ※スマホ・パソコン申請の場合不要
- ・宣誓・同意書
- ・代表者の本人確認書類(写し)
- ・営業実態の確認書類(写し)
- ・燃料費および光熱費を証明できる書類(写し)
- ・車検証(写し)
- ・通帳等(写し)
- ・役員名簿
- ・本店が市内で事業所等が複数ある場合、それを確認できる書類(写し)
- ・本店が市外で事業所等が市内にある場合、それを確認できる書類(写し)